

# 平成20年度 市県民税(住民税)の改正について

## ◆地震保険料控除の創設◆

損害保険料控除に替わり、地震保険料控除が創設されます。

『地震保険料控除』とは…納税者が特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。

控除の対象となる保険や共済の契約は、納税者や納税者と生計を一にしている配偶者その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険や共済の目的とする契約で、かつ、地震、噴火または津波等を原因とする火災、損壊等による損害の額をてん補する保険金や共済金が支払われるものに限られています。

《地震保険料控除の計算式》

**市県民税** 支払った地震保険料 × 1 / 2 = 地震保険料の控除額 (最高 2万5千円)

**所得税** 支払った地震保険料の 全額 = 地震保険料の控除額 (最高 5万円)

また、平成18年の税制改正で、平成19年分より損害保険料控除が廃止されました。

ただし、一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、経過措置として地震保険料控除の対象とすることができます。(控除額は従来どおり所得税1万5千円・住民税1万円ですが、この経過措置と地震保険料控除の両方を適用できる場合の控除の上限は所得税5万円・住民税2万5千円となります)

一定の長期損害保険契約等とは、以下の要件を満たすものをいいます。

- (1) 平成18年12月31日までに締結した契約  
(保険期間または共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く)
- (2) 満期返戻金等のあるもので保険期間または共済期間が10年以上の契約
- (3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

保険の種類	平成19年度まで		平成20年度以降	
A 短期損害 保 険 料	支払額に応じて一定額控除 【限度額】 市県民税…2千円 所得税…3千円	AとBの控除額をあわせて「損害保険料控除」の金額となります	控除の対象となりません	
B 長期損害 保 険 料	支払額に応じて一定額控除 【限度額】 市県民税…1万円 所得税…1万5千円	【限度額】 市県民税…1万円 所得税…1万5千円	経過措置として平成18年末までに契約を締結したBについては、損害保険料控除が適用できます	BとCの控除額をあわせて「地震保険料」の控除額となります 【限度額】
C 地 震 保 険 料	(この欄はAとBの控除額を合わせた金額を指します)		支払額の2分の1の金額(所得税は全額)を控除 【限度額】 市県民税…2万5千円 所得税…5万円	市県民税…2万5千円 所得税…5万円

※上記の控除を受けるには、確定申告書に保険料控除に関する事項を記載するほか、支払金額や控除を受けられることを証明する書類を確定申告書に添付してください。

## ◆個人住民税での住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除に係る減額措置）◆

住宅借入金等特別控除は所得税にのみある制度でしたが、税源移譲により所得税が減少した結果、控除限度額が所得税額を超えてしまい、控除しきれなくなる場合があります。所得税の税額が下がったことにより所得税から控除されなくなった住宅借入金等特別控除を市県民税で控除することができます。



## ○対象者

平成11年から平成18年末までに入居した方で、税源移譲により住宅借入金等特別控除限度額が所得税より大きくなり控除しきれない額が発生した方。

## ○申告方法

## ①確定申告をする方

確定申告時に「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」を毎年3月15日（平成20年は2月16日～3月17日）までに提出してください。

## ②確定申告をしない方（給与所得者等）

「住宅借入金等特別税額控除申告書（給与のみで確定申告を提出しない納税者用）」と源泉徴収票（住宅借入金等特別控除可能額の金額記載があるもの）を毎年3月15日（平成20年は1月4日～3月17日）までにその年の1月1日現在の住所地の市区町村に提出してください。

## ○減額方法

申告された年度の市県民税の所得割額から、税源移譲の影響（所得税の税率ダウンによる税額減）で所得税より控除しきれなくなった部分の住宅借入金等特別控除額を減額します。

## ○申告書様式（3枚複写の用紙は、税務課、香北・物部各支所事務管理課の窓口にあります）

- ①「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」
- ②「住宅借入金等特別税額控除申告書（給与のみで確定申告を提出しない納税者用）」

※税額控除（減額）を受けられる年に関しては毎年申告が必要となります。

## ○計算方法

平成20年度市県民税からの控除額	＝	次のいずれか少ない金額 ①平成19年中の所得税の住宅借入金等特別控除限度額 ②税源移譲前（平成18年）の税率で計算した平成19年中の所得税額	－	③税源移譲後（平成19年）の税率で計算した平成19年中の所得税額
------------------	---	------------------------------------------------------------------------------	---	----------------------------------

【例】平成19年中の所得税課税標準額 100万円

①住宅借入金等特別控除	8万円	の場合
②	$100万円 \times 10\% = 10万円$	
③	$100万円 \times 5\% = 5万円$	

①のほうが少ない（①8万円 < ②10万円）ので、

①8万円 - ③5万円 = 3万円（この額が平成20年度市県民税からの控除額となります）

【問い合わせ先】税務課 市民税係 ☎53-3116